

日学歯発第24号

平成28年4月7日

都道府県庁

私立学校主管課 御中

一般社団法人 日本学校歯科医会
会 長 丸 山 進 一 郎



平成28年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」及び
「歯・口の健康啓発標語コンクール」の実施について

平素より学校歯科保健活動ならびに本会会務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では歯科保健の普及・向上を目的として標記事業を実施しており、全国の学校を対象に、本会の加盟団体〔都道府県（市）学校歯科医会または歯科医師会〕を通して作品を募集ならびに表彰し、文部科学省より文部科学大臣賞の交付も受けております。

標記コンクールは公立学校だけでなく私立学校を含む全国の学校を対象としておりますので、私立学校を主管する貴課へ標記事業へのご理解とご協力をお願い申し上げます。今年度の募集要項を送付申し上げます次第です。

なお、募集に関しましては本会の加盟団体を通して行っておりますので、詳細につきましては貴地区管下の本会加盟団体にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。各加盟団体の連絡先につきましては、本会ホームページ (<http://www.nichigakushi.or.jp>) の「加盟団体」一覧表をご参照ください。

また、私立学校に対する本事業への周知ならびに参加への呼びかけにつきましても、ご配慮いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。



平成 28 年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール要項

- 名称：平成 28 年度歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール
主催：一般社団法人 日本学校歯科医会
後援：文部科学省、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人日本歯科医師会
協賛：ライオン株式会社
対象：国公立を問わず、全国の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の幼児、児童生徒の作品
応募：幼児、児童生徒の歯・口の健康に関する図画もしくはポスターを日本学校歯科医会加盟団体が、各都道府県・指定都市教育委員会等と選定の上、日本学校歯科医会へ応募する。

応募締切：平成 28 年 9 月 23 日（金）（日本学校歯科医会必着）

応募方法：

1. 応募数
幼稚園、小学校低学年（1年生～3年生）、小学校高学年（4年生～6年生）、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の幼児・児童生徒の作品より各 1 点ずつの合計 7 点を応募出来ることとする。
2. 作品は個人の作品とし、他団体等の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする。
3. 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
4. ポスターの場合「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」と記すこと。
5. いずれも画用紙の大きさは四ツ切もしくは B3 サイズとする。
（これ以外の用紙での応募も認めるが、審査において不利になる場合がある）
6. 作者が当該年度に作成した作品を応募すること。
7. 応募の際は、作者の学校名（市区町村名から記入）、学年（幼稚園は年齢）、氏名、フリガナを記すこと。
8. 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破損等について、本会では責任を負わない。
9. 審査後、受賞した幼児、児童生徒の学校（園）名・学年・氏名を日本学校歯科医会会誌ならびにホームページ等で公表するので、公表について当該学校もしくは教育委員会等へ確認すること。なお、公表に異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へ予め連絡すること。

選考の基準：

1. 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
2. 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと。
3. むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通じた歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。
4. 子どもらしさがあり、のびのびした表現であること。
5. 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
6. 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。

審査委員会の設置と審査：

日本学校歯科医会に有識者からなる「図画・ポスターコンクール審査委員会」を設置し、別に定める「選考の基準」により審査を行う。

表彰：

応募された作品のうち、幼稚園の部、小学校低学年（1年生～3年生）の部、小学校高学年（4年生～6年生）の部、中学校の部、高等学校の部、特別支援学校の部から特に優れている作品を各1点ずつ最優秀賞として表彰する。また各2点ずつを優秀賞として表彰する。なお、最優秀賞のうち小学校の部から1点と中学校の部からの1点を文部科学大臣賞に申請する。最優秀賞、優秀賞に該当しなかった作品は佳作として表彰する。なお、中等教育学校の作品は、作者の学年によって前期・後期の教育課程ごとに中学校の部・高等学校の部において表彰する。

また、表彰にあたって、本会は下記の賞状等を、応募団体である日本学校歯科医会加盟団体へ一括して送付し、加盟団体において適宜の方法をもって応募者へ授与してもらうこととする。

1. 最優秀賞作品には、賞状、楯、副賞
2. 優秀賞作品には、賞状、副賞
3. 佳作には、賞状、参加賞

審査発表日：平成28年10月中旬を予定

作品の返却および使用権

本会は全ての応募作品は応募団体である加盟団体へ返却する。なお、本会は作品の使用権を有することとし、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。

平成 28 年度 歯・口の健康啓発標語コンクール要項

- 名 称** : 平成 28 年度歯・口の健康啓発標語コンクール
- 主 催** : 公益社団法人 日本歯科医師会
- 共 催** : 一般社団法人 日本学校歯科医会
- 方 法** : 日本学校歯科医会加盟団体は、各都道府県・指定都市教育委員会等と協議の上、下記の応募方法によって小・中学校（小学部・中学部）の児童生徒の標語を日本学校歯科医会へ応募する。
- 備 考** : 審査結果については、受賞された方の学校名・学年・氏名を日本学校歯科医会会誌ならびにホームページに掲載いたします。応募に際して当該学校もしくは教育委員会等へご確認の上、氏名等を掲載することに異議がある場合は日本学校歯科医会事務局へご連絡下さい。

応募締切：平成 28 年 9 月 23 日（金）（日本学校歯科医会必着）

選考の基準

1. 口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンになるような標語という点に重点を置く。
2. 教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のないこと。

応募の際の注意事項

1. 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
2. 「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」と記すこと。
3. 他の団体の主催するコンクール等に応募していないこと。
4. 応募作品は、応募者によるオリジナル作品とする（過去に本コンクールにおいて入賞した標語と重複する作品は選考対象外とする）。

審 査

日本学校歯科医会が募集した作品を、日本歯科医師会は審査委員会を設けて審査を行い、日本歯科医師会会長が表彰する（日本学校歯科医会は審査にも関与する）。

審査発表日：10月中旬を予定（審査会は日本歯科医師会が行う）

表 彰

日本学校歯科医会は下記の賞状等を、応募団体である本会加盟団体へ一括して送付し、加盟団体において適宜の方法をもって応募者へ授与してもらうこととする。

1. 最優秀賞作品は、別途賞状等を添えて表彰する。
2. 最優秀賞以外の応募作品は代表賞として、賞状をお送りする。

作品の帰属

標語の使用権は、日本歯科医師会ならびに日本学校歯科医会に帰属し、両会による協議の上、歯科保健啓発の目的で、応募作品の通りまたは一部改変して使用出来るものとする。

使 用

最優秀作品は、平成 28 年度「歯と口の健康週間（平成 28 年 6 月 4 日～10 日）」を中心に、口腔衛生普及に関する全国的な広報啓発活動に使用する。

応募方法

1. 対 象：小学校（部）1年生～中学校（部）3年生。なお、いずれの場合も特別支援学校児童生徒の作品も含まれる。
2. 応募数： 優秀と認められる標語作品を一点応募のこととする。
3. 作者が当該年度に作成した作品に応募すること。
4. 作品は未発表のものとする。
5. 応募ポスターに書かれている標語と同じでも可だが、別途に標語、加盟団体名、作者の学校名、学年、氏名、フリガナを書き出して応募すること（様式は不問）。